

■教育行政のポイント

“9月入学”を考える

菱村 幸彦

教育委員会や学校は、新型コロナによる休校中の「学習の保障」に様々な工夫をこらしているが、学校の再開時期のばらつき等から、児童生徒の学力格差への懸念が広がっている。その対応策として、9月入学の導入論が急浮上してきた。

臨教審は秋期入学を提言した

戦後教育において9月入学(秋季入学)を本格的に取り上げたのは臨時教育審議会である。臨教審は、「入学時期に関する委員会」を設置し、秋季入学制について検討を行った。その結論は、最終答申(1987年)に示されている。

最終答申は、①夏休みを学年の終わりとすることは学校教育サイクルからみて、より合理的であること、②夏休みを活用して人事異動や教育計画の策定ができ、時間をかけて新年度の準備ができること、③世界の大勢は秋季入学であり、秋季入学制によって諸外国との教員・学生の交流の拡大や帰国子女の受入れが円滑化することなどを挙げて、秋季入学への移行を提言した。

臨教審は、秋期入学への移行は、国民生活全般へ及ぼす影響が大きいので、国民の選択と合意に委ねる必要があると述べ、移行に当たって、教育上・財政上の負担が過大とならないよう、移行方式について十分検討することが必要としている。当時、臨教審の秋季入学の提言に対する国民の関心は薄かった。その後も小・中・高校に関しては、9月入学について表立って議論されることはなかった。

一方、大学については9月入学が繰り返し議論となった。例えば、中央教育審議会答申(97年)、大学審議会答申(98年)、教育再生実行会議提言(2007年)等で大学における9月入学の推進が提言され、文科省は、07年に省令を改正し、学年の始期・終期は学長が定めるとし、学長の権限で9月入学を導入

できる制度に改めた。現在、4月入学と並行して9月入学を実施している大学は、国公私立を合わせて61大学に及ぶ。

国民のコンセンサスが必要

9月入学のメリットについては、臨教審答申等で示しているとおりであるが、問題はデメリットである。9月入学のデメリットとは、①9月入学は会計年度と異なるので学校予算と会計年度との調整が必要となること、②官庁や企業は4月採用なので採用慣行との調整が必要となること、③卒業や入学は「春」というイメージが国民の間で深く定着していること等が指摘されている。

しかし、これらはデメリットとしてはマイナーである。最大の問題は、9月入学への移行に伴う児童生徒増への対応である。21年9月に入学する小学校の新入生は、20年度中に6歳になる子に加え、21年4月～8月に6歳になる子がプラスされ、17ヵ月分(通常の約1.4倍)の人数に膨らむ。この膨らみは高校卒業まで続くから、教室や教員の確保が必要となる。また、小学校入学を9月にすると、義務教育のスタートが7歳5ヵ月となる子どもが出る。文科省は、5ヵ月分の児童を5年かけて段階的に移行する案や9月入学までゼロ学年として受け入れる案も検討しているが、いずれも財政負担を伴う。さらに、9月入学となれば、私立学校では、授業料収入が5ヵ月分入らなくなり、その財政的補償も必要となる。

9月入学の実施には、学校教育法、地方公務員法、労働基準法、児童手当法など33本に及ぶ法改正が必要で、教育外の制度への影響も大きい。9月入学について自民党のワーキングチームも検討を行ったが、慎重論が大勢となり、最終的に見送る方向となっている。

(ひしむら・ゆきひこ＝国立教育政策研究所名誉所員)

●一年間の校長メッセージと学校だよりのつくり方 《好評発売中!》 学校だより「巻頭言」令和時代の校長メッセージ 66 文例集

【編集】教育開発研究所 A5判/定価(本体 2,200 円) + 税



■研修誌・図書の小社への直接のお申込みは、小社HP <http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp> をご利用ください。